

令和８年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）
構築・運用保守委託公募型プロポーザル企画提案募集要領

令和８年２月１２日

和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課

1 事業の趣旨・目的

令和8年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託公募型プロポーザル企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）は、「令和8年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託」の事業者選定及び契約の締結について規定するものである。

事業者の選定にあたっては価格だけではなく、技術力、品質、体制、実績、提案等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により決定する。

募集要領及び付属する文書の記載事項は、企画提案参加者及び受託者が遵守すべき事項を定めたものであり、企画提案参加者はこれらを理解したうえで企画提案に参加すること。

2 企画提案の概要

（1）業務の名称

令和8年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託

（2）業務の内容

令和8年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）契約期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

ア システム構築期間

契約締結日から令和9年3月31日

イ 運用保守期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

（4）見積上限額

総額 金 648,022,375 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（年度別内訳）	システム構築	運用保守	計
令和8年度	306,045,355 円	—	306,045,355 円
令和9年度	—	68,395,404 円	68,395,404 円
令和10年度	—	68,395,404 円	68,395,404 円
令和11年度	—	68,395,404 円	68,395,404 円
令和12年度	—	68,395,404 円	68,395,404 円
令和13年度	—	68,395,404 円	68,395,404 円
計	306,045,355 円	341,977,020 円	648,022,375 円

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を満たす者とし、法人もしくは複数の法人により構成される集団（以下「コンソーシアム」という。）で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する法人（以下「構成法人」という。）について以下に掲げる要件を満たしているものとし、そのうちから代表者を定め、代表者が

応募及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

(7) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用して利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の

執行を受けることがなくなった者を除く。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

(8) 企画提案に参加する者は、他の共同提案の構成員でないこと。

(9) 令和3年度以降に、都道府県または政令指定都市に対し、本事業と種類及び規模をほぼ同じくする総合防災情報システムの構築又は更新を行い、単独又はコンソーシアムの代表者として履行した実績がある者

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマークもしくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

4 スケジュール

公募開始	令和8年2月12日(木)から
参加表明書等の提出期限	令和8年3月3日(火)17時まで
質問書提出期限	令和8年3月3日(火)17時まで
参加資格認定通知	令和8年3月10日(火)まで
質問書への回答	令和8年3月13日(金)まで
企画提案書提出期限	令和8年3月19日(木)17時まで
選定委員会開催	令和8年3月30日(月)
業者決定通知	令和8年3月31日(火)予定
契約締結日	令和8年4月1日(水)予定

5 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和8年2月12日(木)から令和8年3月19日(木)

(2) 配布場所

13の担当部署で書類配布するほか、和歌山県ホームページ

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00221470.html>)からのダウンロードにより配布する。

(3) 配布資料

本県から配布する資料は次のとおり。配布した資料は、本提案に係ること以外には使用しないこと。

ア 募集要領

イ 仕様書

- ウ 機能一覧表
- エ 令和８年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託公募型プロポーザル企画提案審査実施要領（別添１）
- オ 令和８年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託公募型プロポーザル企画提案審査書類作成要領（別添２）
- カ 令和８年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託公募型プロポーザル企画提案評価基準（別添３）
- キ 様式（様式１－１から様式５）
- ク 契約書（案）

6 プロポーザル参加表明書等の提出

参加資格に適合し、プロポーザルに参加する意思のある者は、下記によりプロポーザル参加表明書等を提出すること。なお、参加表明書等を提出しない者は当該プロポーザルに参加できない。

コンソーシアムについては全ての構成法人が（４）イ～キの書類を提出すること。

（１）提出期限：令和８年３月３日（火）１７時まで

（２）提出先：１３の担当部署

（３）提出方法：持参または郵送により提出

（４）提出書類

ア プロポーザル参加表明書

法人の場合は様式１－１【１部】、コンソーシアムの場合は様式１－２【１部】

イ 誓約書（様式２）【各１部】

ウ 会社概要書（任意様式。会社パンフレット等でも可）【各１部】

エ 法人の登記事項証明書（履歴又は現在事項証明書）【各１部】（発行後３か月以内のもの）

オ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）【各１部】

カ 消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明書【各１部】（発行後３か月以内のもの）

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県税に未納がない旨の証明書【各１部】（発行後３か月以内のもの）

ク ３（９）の要件を満たすことを証明する書類の写し【１部】

ケ ３（１０）の要件を満たすことを証明する書類の写し【１部】

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）【１部】

サ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し【１部】

※ 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和５年和歌山県告示第１０００号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、ウからキまでの書類に代えることができる。

(5) 参加資格審査結果通知

令和8年3月10日(火)までにEメールにより通知する。

適格者には、併せて選定委員会開催日時を通知する。

(6) その他

ア プロポーザル参加表明書等の作成等及び提出に要する費用はプロポーザル参加者の負担とする。

イ 提出のあったプロポーザル参加表明書等は返却しない。

ウ 一旦提出された提出書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

エ 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、書面(任意様式)により担当部署へ提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を必要部数提出すること。また、書類は原則A4サイズ横書きとすること。

ア 企画提案申請書(様式3)【1部】

イ 企画提案書【印刷10部及びCD-R又はDVD-R1枚】

企画提案書は、仕様書に記述している要件に基づき、(別添2)令和8年度和歌山県総合防災情報システム(情報系)構築・運用保守委託公募型プロポーザル企画提案審査書類作成要領(以下、「作成要領」という。)に基づき作成し、提出書類に記入及び提出漏れ等の不備がないことを確認のうえ提出すること。なお、提出期間後の提出書類の追加や差し替えは不可とする。

また、企画提案書印刷10部のうち9部については、企画提案書(表紙、記載文書、ヘッダー、フッターを含む。)に、会社名やロゴマーク等、入札参加者を識別又は推定できる文言等を記載しないこと。

ウ 見積書(様式4)【1部】

(ア) この企画提案において提示された見積費用は、優先交渉権者選定後、再度精査して決定する。

(イ) 押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者」の氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。

エ 機能一覧表(対応可否欄に○、△、×のいずれかを記載したもの)

(2) 提出期限

令和8年3月19日(木)17時まで(必着)

(3) 提出先

13の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送により7(2)の期限内に提出すること。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用はプロポーザル参加者の負担とする。

イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

ウ 一旦提出された提出書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

8 質問書の提出

プロポーザルの参加にあたり質問事項がある場合は、次により質問書（様式5）を提出すること。

（1）提出期限

令和8年3月3日（火）17時まで（必着）

（2）提出先

13の担当部署

（3）提出方法

Eメールにより、（1）の期限内に担当部署のメールアドレスあて提出すること。

なお、提出期限を過ぎて提出されたものは一切受け付けない。

（4）質問への回答

令和8年3月13日（金）までに、電子メールにより参加者全員へ送付する。

なお、審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、2（4）に係る積算に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある内容は一切受け付けない。

9 企画提案審査及び選定

企画提案書の審査は、和歌山県危機管理部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会が行う。

評価及び選定の詳細は、実施要領に記載。

第一次審査及び第二次審査を行い、事業者ごとに委員の総合点平均が高い順に、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

（1）第一次審査

ア 審査対象者

6（5）により適格通知を受けた事業者（但し、通知受領後に失格要件に該当する者は除く。）

イ 審査対象

企画提案書、見積書、機能一覧表（対応可否欄に○、△、×のいずれかを記載したもの）

ウ 評価方法

委員が企画提案書等に基づき書類審査を行い、令和8年度和歌山県総合防災情報システム（情報系）構築・運用保守委託公募型プロポーザル企画提案評価基準（別添3）により採点する。

（2）第二次審査

ア 審査対象者

6（5）により適格通知を受けた事業者（但し、通知受領後に失格要件に該当する者は除く。）

イ 審査対象及び評価方法

委員及び提案事業者が対面により実施する。

提出された企画提案書等をもとに、委員が事業者によるプレゼンテーション及びデモンストレーションについて、審査実施要領3の項目により評価・採点する。

詳細は、実施要領に記載。

ウ 選定委員会開催日時

令和8年3月30日（月）

エ 開催場所

和歌山県庁内会議室を予定。

詳細は、参加表明適格者に別途通知する。

オ 審査の所要時間（1事業者あたり）

（ア）プレゼンテーション及びデモンストレーション：30分以内

（イ）委員からの質疑：約20分間

カ 審査にあたっての注意事項

（ア）プレゼンテーション及びデモンストレーションは、システム導入の主体となる者（プロジェクトマネージャー等）が企画提案書に沿って重要なポイントを抑えて説明すること。但し、専門的な内容については別の者が説明してもよいが、事業者の参加者は1者最大5名とする。

（イ）プレゼンテーション時に使用する資料は企画提案書とする。

なお、画面で入札参加者を識別又は推定できないのであれば、他府県等に提供しているシステム等の画面を併用することも可とする。

（ウ）原則として、企画提案書の受付順に審査を行う。

（エ）参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーション等を傍聴できない。

（オ）プレゼンテーションを投影するモニター（2台）等は県が用意するが、企画提案書の電子データを格納したパソコン及びページ操作等は提案事業者が行う。

キ 審査結果の通知

審査結果は、令和8年3月31日（火）にEメールにより通知する。（予定）

10 失格事由

以下の事由のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）参加資格を満たさない場合。
- （2）企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合。
- （3）企画提案書等が本実施要領及び仕様書に示された条件に適合しない場合。
- （4）企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- （5）見積書記載の見積金額が、2（4）見積上限額を超える場合。
- （6）機能一覧表の必須/任意欄で必須項目を×と記載している場合。
- （7）プロポーザル参加者に次の行為があった場合。

ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- ウ 優先交渉権者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 契約

(1) 契約の締結

選定した優先交渉権者と和歌山県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で仕様の内容等を確定し契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は優先交渉権者が契約を辞退した場合は、選定の結果において次順位のプロポーザル参加者と協議する。

(2) 契約書（案）

別添のとおり。

(3) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約の締結と関係予算の成立

契約の締結は、当該契約に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該プロポーザルは無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該プロポーザルを中止、延期又は必要な変更を行うことがある。

12 その他

- (1) 優先交渉権者に選定された場合は和歌山県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書等に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。

13 提出先・問い合わせ先

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

担当部署：和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課情報班

電話 073-441-2264

E-mail e0902001@pref.wakayama.lg.jp